

公益社団法人酒田市シルバー人材センター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人酒田市シルバー人材センター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を山形県酒田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 センターは、定年退職者等の高齢者（以下、「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第5条において同じ。）に係る就業の機会を確保し、及び高齢者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力のある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。
- (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと。なお、山形県知事から「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）」第39条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた場合は、同種の事業を週40時間までとすることができる。
- (3) 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
- (4) 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。

- (6) その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 センターの会員の種類は、次の3種類とする。

- (1) 正会員 センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者。

ア 酒田市に居住する原則として60歳以上の者

イ 健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する者

- (2) 特別会員 センターに功労があった者又はセンターの事業運営に必要な学識経験を有する者。

- (3) 賛助会員 センターの目的に賛同し、事業に協力する個人、企業・団体等。

- 2 前項の正会員及び特別会員（以下「正特会員」という。）をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 センターの会員になろうとする者は、理事会の定める所定の入会申込書を理事長に提出し、承認を得なければならない。

- 2 理事長は、前項の規定により承認をしたときは、理事会においてこれを報告しなければならない。

(経費の負担)

第7条 センターの事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正特会員は、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 正特会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 センターは、前項により除名する正特会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えなければならない。

3 賛助会員は、正当な事由があるときは、理事会の決議で除名することができる。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。

(2) 正特会員全員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は会員である団体が解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 正特会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、センターに対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

2 退会し、又は除名された正特会員がすでに納入した会費は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正特会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 正特会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合には臨時総会を開催する。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 正特会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正特会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、当該総会において、出席した正特会員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正特会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、総正特会員の議決権の過半数を有する正特会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正特会員の半数以上であって、総正特会員の議決の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 正特会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任するに際して、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数が多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 前項の規定にかかわらず、総会開催前に書面等による議決権行使の結果、複数の役員選任議案のすべてについて過半数の賛成が得られている場合で、かつ総会において、議長が出席している議場の会員にこれを一括で決議することを諮り、異議がない場合には、役員選任議案を一括で決議することができる。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長並びに出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員の設置)

第 20 条 センターに次の役員を置く。

- (1) 理 事 3 名以上 11 名以内
- (2) 監 事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長、1 名を副理事長とする。又、1 名を常務理事とすることができる。
- 3 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般社団・財団法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 21 条 理事及び監事は、総会の決議によって正特会員の中から選任する。ただし、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 15 号に定める理事及び同法同条第 16 号に定める監事についてはこの限りではない。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は相互に兼ねることができない。
- 4 理事及び監事候補者は、理事会において選出する。
- 5 理事のうち、理事いずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族その他（法令で定める）特別な関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事も同様とする。
- 6 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(役員の欠格事由)

第 21 条の 2 次のいずれかに該当する者は、このセンターの理事又は監事となることができない。

- (1) 一般社団・財団法人法第 65 条第 1 項各号に掲げられた者。
- (2) 一般社団・財団法人法第 65 条第 1 項第 3 号に該当する罪刑又は第 4 号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者。
- (3) 公益法人認定法第 6 条第 1 号に該当する者。
- (4) 公益法人認定法第 6 条第 1 号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者。
- 2 前項各号のいずれかに該当するに至った者は、当然に、該当時点でこのセンターの役員の資格及び地位を喪失する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、センターを代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時又は理事長が欠けた時は、その職務を代行する。

- 4 常務理事は、センターの業務を分担執行する。
- 5 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。
- 2 補欠として選出された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 理事及び監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事として権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第25条 理事及び監事は、総会の決議によって、解任することができる。

(役員の報酬等)

- 第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 前項の規程にかかわらず、理事及び監事が職務を行なったときは、その費用を弁償することができる。

(役員の損害賠償責任の免除)

- 第27条 センターは、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がない場合においては、理事又は監事が任務を怠ったことにより生じた損害賠償責任を同法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議をもって免除することができる。

(顧問及び相談役等)

- 第28条 センターには、顧問、相談役及び参与を置くことができる。
- 2 顧問、相談役及び参与は、一般社団・財団法人法上の役員ではなく、センターに対して何らの権限を有しないが、理事長の諮問に応え、理事長に対して参考意見を述べるることができる。
 - 3 顧問、相談役及び参与は、理事会において期限を定めた上で選任する。

- 4 顧問、相談役及び参与は無報酬とする。ただし、理事会の決議により、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 センターに理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) センターの業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長並びに常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長及び副理事長が欠けたとき又は事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の管理)

第35条 センターの資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て定める。

(事業年度)

第 36 条 センターの事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 センターの事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経る。追って、総会に報告するものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 前項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（活動計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金)

第 39 条 センターが資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 40 条 センターは、総会の決議によって定款を変更することができる。

(解散)

第 41 条 センターは、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 42 条 センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消日又は当該合併の日から 1 箇月以内に認定法第 5 条第 20 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 43 条 センターが清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第 5 条第 20 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 44 条 センターの公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 事務局

(事務局)

第 45 条 センターには事務局を置くものとし、事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定めるものとする。

第 11 章 雑則

(委任)

第 46 条 この定款に定めるもののほか、センターの運営に必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 センターの最初の代表理事は、落合修二及び門脇秀行とする。
- 3 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款の変更は平成 25 年 6 月 27 日から施行する。
（平成 25 年 6 月 26 日第 4 条、第 34 条改正）
- 5 この定款の変更は平成 29 年 6 月 17 日から施行する。
（平成 29 年 6 月 16 日第 4 条、第 21 条改正）
- 6 この定款の変更は令和元年 6 月 19 日から施行する。
（令和元年 6 月 19 日第 6 条及び第 19 条第 2 項改正、第 21 条の 2 追加）
- 7 この定款の変更は令和 4 年 6 月 15 日から施行する。
（令和 4 年 6 月 15 日第 18 条 4 項追加）
- 8 この定款の変更は、令和 7 年 6 月 11 日から施行する。（令和 7 年 6 月 11 日第 13 条（4）及び第 21 条第 1 項、第 38 条第 1 項（4）、（5）及び第 3 項（3）改正、第 39 条削除、第 42 条及び第 43 条改正、公益認定法による改正）